

令和4年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「第19条」の後ろに「または第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の後ろに「および第72条の3の2第1項」を加える。

第13条第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の31」を「100分の32」に改める。

第13条の6の2各号列記以外の部分中「第19条」の後ろに「または第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の後ろに「および第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の6の5第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の31」を「100分の32」に改める。

第13条の10第1項第1号中「100分の49」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の31」を「100分の32」に改める。

第19条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項または第13条の5」とあるのは「第13条の6の5第1項または第13条の6の8」と、「第3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第19条第1項に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第13条第1項または第13条の5の基礎賦課額」とあるのは「第13条の6の5第1項または第13条の6の8の後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条，第13条第1項，第13条の6の2，第13条の6の5第1項，第13条の10第1項，第19条および第19条の3の規定は，令和4年度以後の年度分の保険料について適用し，令和3年度分までの保険料については，なお従前の例による。

（提案理由）

保険料の所得割等の賦課割合を改定し，国民健康保険法施行令の一部改正に伴い未就学児に係る保険料の被保険者均等割額を減額し，および国民健康保険法の一部改正に伴い規定を整備するため